◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２３６号(H26. 2. 21)◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝８件（２月１４日～２月２０日分）
（１）乗合バスにトラックが追突した事故
（２）乗合バスの車内事故１
（３）乗合バスが軽自動車に追突した事故
（４）乗合バスが歩行者を撥ねた事故
（５）乗合バスの車内事故２
（６）タクシーの酒気帯び運転事故
（７）タクシーとオートバイが衝突した事故
（８）タンクトレーラの転落事故
２．臨時運行管理者試験実施のお知らせ！
３．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
４．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
５．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
６．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
７．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
８．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
９．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１０．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
◇◇◇

３名を乗せて停留所で降車扱い中、自家用トラックが追突した。
この事故により、乗客１名が右上腕骨折の重傷、もう１名が軽傷を負った。
事故現場は、見通しの良い平坦な直線道路で、事故当時、当該トラックの運転者が脇見運転をしていた模様。

（２）乗合バスの車内事故１
２月１５日（土）午後１時４５分頃、大阪府において、府内に営業所を置く乗合バスが乗客２５名を乗せて運行中、乗客１名（女性、９２歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が右大腿骨を骨折する重傷を負った。
事故当時、停留所から乗車してきた当該乗客が右手に杖、左手で握り棒を持ち立っていたところ、当該バスが発車した際の動揺によりバランスを崩し、床に尻餅をつく状態で転倒した模様。

（３）乗合バスが軽自動車に追突した事故
２月１７日（月）午後３時５分頃、愛知県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、前方を走行していた軽自動車に追突し、このはずみで乗客１名（女性、４９歳）が車内で転倒した。
この事故により、当該乗客が死亡した。
事故現場は、片側１車線の直線道路で、事故当時、当該軽自動車がコンビニに入るため右折をしようとしたところ、当該バスが追突を回避するため急ブレーキをかけたため、当該乗客が車内の握り棒で頭を打った模様。
なお、当該乗客は当該バスの一番前方の座席に座っていた模様。

（４）乗合バスが歩行者を撥ねた事故
２月１７日（月）午後４時４０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１５名を乗せて運行中、交差点で歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
なお、乗客及び運転者に怪我はなかった。
事故当時、当該乗合バスが当該交差点を右折する際に横断歩道を横断していた当該歩行者を撥ねた模様。

（５）乗合バスの車内事故２
２月１８日（火）午後３時４０分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客１３名を乗せて運行中、雪の段差により車両が跳ね上がり、最後部の座席に座っていた乗客１名（女性、７８歳）が腰椎圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスが交差点を通過する際に車内マイクにて注意喚起をし、減速

して進入したものの予想以上に段差が大きく車両がバウンドした模様。

（６）タクシーの酒気帯び運転事故
２月１６日（日）午前８時４０分頃、鹿児島県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、軽乗用車と衝突した。
この事故により、当該軽乗用車の乗員が首に痛みを訴えた模様。
事故当時、当該タクシーの運転者は、乗客を病院に送る途中であったため、当該軽乗用車の乗員を乗せて病院へ向かい、その後事故現場へ戻ってきた際にアルコール検査をしたところ、アルコールが検出されたことから、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された模様。
当該運転者は、前夜飲酒しており、当日の朝、運行管理者からの乗務前点呼（アルコールチェック）を受けずに出庫した模様。

（７）タクシーとオートバイが衝突した事故
２月１８日（火）午後８時２５分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、交差点を右折する際対向してきたオートバイと衝突した。
この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。
なお、当該タクシーの運転者及び乗客に怪我はない。
事故現場は、見通しのよい片側２車線の直線道路で、事故当時、当該タクシーは当該交差点を青信号で右折する際に一旦停止し、遠方に当該オートバイを確認したが右折を始めたところ、目測より速く接近したため、当該オートバイが転倒状態（左側に倒れ滑走状態）で当該タクシーの左後方部に衝突した模様。

（８）タンクトレーラの転落事故
２月１６日（日）午前７時４５分頃、静岡県において、同県に営業所を置くタンクトレーラが走行中、約１０メートル下の畑に転落した。
この事故により、当該トレーラの運転者が軽傷を負った。
事故当時、当該トレーラには約２万リットルのガソリンが積まれており、転落によりタンクの一部に亀裂が入り、ガソリンが少量漏洩した模様。
事故現場は、片側１車線の登り左カーブで、事故当時路面が凍結しており、左カーブに差しかかった際に右方向へスリップし、体制を立て直すためハンドルを左に切ったところ、車体側面が左側のガードレールに衝突、そのままガードレールを突き破り転落した模様。

◇◇◇

【２．臨時運行管理者試験実施のお知らせ！】

今般、貨物自動車運送事業安全規則（平成２５年３月）及び旅客自動車運送事業者運輸規則（平成２５年８月）が改正されたことに伴い、運行管理者資格者に関する需要が一時的に増加する見通しであることから、平成２６年５月１８日（日）に臨時運行管理者試験が実施されることとなりましたのでお知らせします。

　臨時運行管理者試験の概要については、公示ポスター又は（公財）運行管理者試験センターのホームページをご覧下さい。

→　http://www.unkan.or.jp/

◇◇◇

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は１０月１日から施行、新処分基準は１１月１日から施行されます。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

とができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。
このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。
具体的には、平成２５年７月１日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客３１名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客３名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。
また、平成２５年７月４日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客８名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客１名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。
さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。
これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
　　また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇

めの検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24 年 4 月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24 年 3 月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23 年 7 月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22 年 7 月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20 年 7 月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19 年 6 月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆